

宮城県公報

行 政 文 書 課
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) (農村振興課) 一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 二
- 宮城県公報平成十八年号外第一五号(平成十八年三月三十一日付け)中 三

告 示

○宮城県告示第七百四十四号

県営名取地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年十月十二日

一 縦覧に供する書類の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十月十二日から令和三年十一月十日まで

三 縦覧場所

名取市役所、仙台市役所、仙台市太白区役所及び岩沼市役所

○宮城県告示第七百四十五号

県営蛇沼向地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年十月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十月十二日から令和三年十一月十日まで

三 縦覧場所

美里町役場及び美里町南郷庁舎、石巻市役所及び石巻市河南総合支所並びに東松島市役所及び東

松島市鳴瀬庁舎

○宮城県告示第七百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業大里地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十月十二日

令和三年十月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市笠神二丁目百五十一番一、百五十一番
二の一部

東京都港区芝公園一丁目三番五号バルコ御成門
七階

シアードパンス株式会社

正 誤

○宮城県公報平成十八年号外第一五号（平成十八年三月三十一日付け）中

ページ

段 行

あつて

正

誤

一二

上 八

あつて

あつて